

# 中国における自由貿易試験区外商投資参入特別管理措施（ネガティブリスト）（2021年版） （仮訳）

（2021年12月）

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所

本資料は仮訳であり、ビジネスで活用される場合には、必ず中国政府が発表した原文を確認いただくようお願いします。原文は中華人民共和国国家発展改革委員会のウェブサイト

（[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202112/t20211227\\_1310019.html?code=&state=123](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202112/t20211227_1310019.html?code=&state=123)）でご覧いただけます。

国家發展改革委員会 商務部令 2021 年第 48 号

自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）

（2021 年版）

【公布機関】 中華人民共和国国家發展改革委員会 中華人民共和国商務部

【公布文書番号】 令 2021 年第 48 号

【公布日】 2021 年 12 月 27 日

【施行開始日】 2022 年 1 月 1 日

『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）』は、2021 年 9 月 18 日国家發展改革委員会第 18 回内部会議で審議可決、商務部で審査許可し、中国共産党中央委員会、國務院の同意を得てここに公布し、2022 年 1 月 1 日よりこれを施行する。

国家發展改革委員会主任：何立峰

商務部部長：王文濤

2021 年 12 月 27 日

## 自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) (2021年版)

### 説 明

1. 『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト)』(以下「自貿試験区ネガティブリスト」という)では、出資権に対する要求、高級管理職についての要求等、外商投資の参入にかかる特別管理措置についてまとめて列挙したもので、自由貿易試験区に適用する。『自貿試験区外商投資参入ネガティブリスト』外の分野については、国内資本企業と外資系企業一致の原則により管理を実施する。国内企業も国外企業も「市場参入ネガティブリスト」の関連規定を適用する。
2. 国外の投資者は、個人事業主、個人独資企業の投資者、農民專業合作社のメンバーとして投資経営活動に従事してはならない。
3. 国外投資者は個人事業者、個人独資企業投資者、農民専門合作社のメンバーとして投資経営活動に従事してはならない。
4. 主管部門が法に基づき職責を果たす過程で、国外の投資者が『自貿試験区ネガティブリスト』内の分野に投資する予定があるものの、『自貿試験区ネガティブリスト』の規定に合致しない場合、許可・企業登記登録など関連事項の手続きを行わない；固定資産投資プロジェクトに関わる承認は、関連の承認事項の手続きを行わない。持分割合の要求がある分野への投資において、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない。
5. 国務院の主管部門が審査し国務院の批准を得れば、特定の外商投資は『自貿試験区ネガティブリスト』内の関連分野の規定を適用しなくてもよい。
6. 「自由貿易試験区ネガティブリスト」の投資禁止分野の業務に従事する国内企業が国外で株式を発行し上場する場合、国家関連主管部門の審査許可を得るべきで、国外投資者は当該企業の経営管理に参加してはならず、持株の比率は国外投資者の国内証券投資管理の関連規定に従う。
7. 国内の会社、企業または自然人が国外において合法的に設立したか、支配している会社が、自社と関連関係にある国内の会社を合併買収する場合、外商投資、国外投資、外貨管理等の関連規定に従う。
8. 『自貿試験区外商投資参入ネガティブリスト』内に記載のない文化、金融等の分野および行政審査認可、資格条件、国家の安全等に関する措置は、現行規定に従う。
9. 『中国本土および香港のより緊密な経済貿易関係の構築に関する取決め』お

よびその後続協議、『中国本土およびマカオのより緊密な経済貿易関係の構築に関する取決め』およびその後続協議、『海峽兩岸經濟提携枠組協議』およびその後続協議、中国が締結または参加している国際条約、協定に国外投資者の参入待遇についてさらなる優遇規定があれば、その関連規定に従う。

10. 『自貿試験区外商投資参入ネガティブリスト』についての解釈は、国家發展改革委員会、商務部が関係機関とともに責任を負う。

11. 2020年6月23日国家發展改革委員会、商務部により公布した2020年版「自由貿易試験区ネガティブリスト」は2022年1月1日に廃止する。

自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置  
(ネガティブリスト) (2021年版)

番号	特別管理措置
一. 農業、林業、牧畜業および漁業	
1	小麦、トウモロコシの新品種の選抜育種および種子の生産は、中国側の持分割合が34%を下回ってはならない。
2	中国で希少なものや中国固有の貴重優良品種の研究開発、養殖、栽培および関連する繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止する。
3	農作物、種畜・禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選抜育種およびその遺伝子組換え種子（苗）の生産への投資を禁止する。
二. 採鉱業	
4	レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘、選鉱への投資を禁止する。（許可を得ず、レアアースの鉱区に立ち入ったり鉱山地質に関する資料、鉱石サンプルおよび生産工程技術を取得してはならない。）
三. 電力、熱エネルギー、ガスおよび水の生産・供給業	
5	原子力発電所の建設および経営は、中国側の持分支配とする。
四. 卸売および小売業	
6	葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコおよびその他のタバコ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
五. 交通輸送、倉庫保管および郵政業	
7	国内水上輸送業者は中国側の持分支配とする。（かつ、中国籍船舶または船腹を経営または賃借する等の方式により、形を変えて国内水上輸送業務およびその補助業務を経営してはならない。水上輸送経営者は、外国籍船舶を使用して国内水上輸送の業務を経営してはならないが、中国政府の認可を受け、国内で申請する輸送上の要求を満たしていない中国籍船舶で、船舶が停泊する港または水域が、対外開放された港もしくは水域である場合は、水上輸送経営者は中国政府の規定する期間または航行の範囲において、一時的に外国籍船舶を用いて中国の港間の海上輸送及び曳航を経営することができる。）
8	公共航空輸送業者は中国側の持分支配とし、かつ外国投資者およびその関連会社による投資割合は25%を超えず、法定代表者は中国国籍保有者でなければならない。汎用航空業者の法定代表者は中国国籍保有者でなければならない。農業、林業、漁業の汎用航空業者は合弁に限り、その他の汎用航空業者は中国側の持分支配に限る。（中国の公共航空輸送業者に限り、国内航空サービスを営むことができ、かつ中国の指定キャリアーとして定期および不定期の国際航空サービスを提供することができる。）

9	民間飛行場の建設および経営は中国側の相対持分支配とする。国外企業は空港管制塔の建設および運営に関与してはいけない。
10	郵政事業者（および郵政サービスの経営）、郵便物の国内配送業務への投資を禁止する。
六. 情報伝達、ソフトウェアおよび IT サービス業	
11	電気通信業者：中国が WTO 加盟時に開放を承諾した電気通信業務の範囲に限り、付加価値電気通信業務は外資の割合が 50%を超えてはならない（電子商取引、国内マルチ通信、データ保存転送、コールセンターを除く）。基礎電気通信業務は中国側の持分支配とする（かつ、経営者は法により設立された基礎電気通信業務に従事する専門業者でなければならない）。上海自由貿易試験区のもとの区域（28.8 平方キロメートル）の試験運用政策を、全自由貿易試験区に拡大し、実施適用する。
12	インターネットニュース情報サービス、オンライン出版業務、オンライン番組視聴サービス、インターネットカルチャーに関する商品の経営（音楽を除く）、インターネットによる大衆向け情報発信サービス（これらのサービスのうち、中国が WTO 加盟時に開放を承諾したものを除く）への投資を禁止する。
七. リースおよびビジネスサービス業	
13	中国の法律にかかる事務（中国の法的環境への影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなってはならない。（外国の法律事務所は、代表機関の形をとって中国に進出することのみを認め、かつ中国の公認弁護士を雇用することはできず、雇用する補助人員は当事者のために法律業務を提供してはならない。中国において代表機関を設立したり、代表を派遣して駐在させるにあたっては、中国の司法行政機関による許可を取得しなければならない。）
14	ラジオ・テレビの視聴調査は中国側の持分支配とする。社会調査は中国側の持分割合が 67%を下回ってはならず、法定代表者は中国の国籍を有する。
八. 科学研究および技術サービス業	
15	人体の幹細胞、遺伝子診断、治療技術の開発および応用への投資を禁止する。
16	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
17	大地測量、海洋測量製図、測量製図・航空撮影、地上移動体を用いた測量、行政区域境界線の測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省級以下の行政区画地図、教育用全国地図、教育用地方地図、立体地図およびナビゲーション電子地図の作成、地域別地質マッピング、鉱山地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する（鉱業所有権者が鉱業権限範囲内での作業はこの特別管理措置に制限されない）。

九. 教育	
18	就学前教育機関、普通後期中等教育機関および高等教育機関は、中国と外国の提携による運営に限り、中国側主導〔校長または主な事務責任者が中国国籍保有者（かつ中国国内に定住している者）で、理事会、董事会または共同管理委員会の中国側構成員の割合が1/2を下回らない〕とする。〔外国の教育機関、その他の組織または個人は、単独で中国国籍者を主な対象として募集する学校およびその他の教育機関（非学制類の職業技能研修機関、学制類の職業技能教育機関を含まない）を設立してはならないが、外国の教育機関が中国の教育機関と提携して中国国籍者を主な対象として募集する教育機関を運営することは認める。〕
19	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
十. 衛生および社会サービス	
20	医療機関は合弁に限る。
十一. 文化、スポーツおよび娯楽産業	
21	報道機関（通信社を含むがこれに限らない）への投資を禁止する。（外国の報道機関が中国国内に常駐報道機関を設立し、中国に記者を派遣して常駐させる場合、中国政府の認可を取得しなければならない。外国の通信社が中国国内で報道のサービス業務を提供するには、中国政府による審査認可を取得しなければならない。中国と外国の報道機関が業務提携する場合は、中国側主導とし、かつ中国政府の認可を取得しなければならない。）
22	書籍、新聞、定期刊行物、映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。（ただし、中国政府の認可を取得し、提携における中国側の経営主導権およびコンテンツの最終審査権を確保し、中国政府による認可回答のその他の条件を遵守することを前提に、中国と外国が提携する出版業者は、報道出版について中国と外国による提携により出版事業を行うことができる。中国政府の認可を取得せずに、中国国内で金融情報サービスを提供することは禁止する。）
23	各級ラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビのチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（発信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星の地上発信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、モニタリングステーション、ケーブルラジオ・テレビ放送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビのオンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信施設の設置業務への従事を禁止する。（国外の衛星チャンネルの受信には審査認可制度を実行する。）

24	ラジオ・テレビ番組制作の経営（輸入業務を含む）事業者への投資を禁止する。 〔国外の映画・テレビドラマの輸入および衛星伝送方式によるその他の国外テレビ番組の国内への持込みは、ラジオ・テレビ総局の指定する事業者により申請する。中国と外国の提携によるテレビドラマ（テレビアニメ作品を含む）の制作には許可制度を実行する。〕
25	映画制作事業者、発行事業者、配給上映事業者および映画の輸入業務への投資を禁止する。（ただし認可を取得したものについては、中国と外国の企業が提携して映画を撮影・制作することを認める。）
26	文物の競売を行う競売業者、文物を扱う商店および国有の文物を扱う博物館への投資を禁止する。（移動を禁ずる文物および国が国外への持出しを禁止している文物の譲渡、抵当権の設定、外国人への賃貸を禁止する。非物質文化遺産調査機関を設立・経営することを禁止する。国外の組織または個人が中国国内で非物質文化遺産調査および考古調査、探査、発掘するにあたっては、中国との提携の形式をとり、特別審査認可を受けて許可を取得しなければならない。）
27	文芸公演団体は、中国側の持分支配とする。